

小学校5年生・6年生向け

もめごとの解決 —国民の司法参加・ルールづくり—



もめごとの解決

—国民の司法参加・ルールづくり—



第1 概要

▶ 1 新学習指導要領における位置づけ

新学習指導要領の「第2章 各教科」「第2節 社会」「第2 各学年の目標及び内容」〔第6学年〕「3 内容の取扱い」〔(2)イ 国会と内閣と裁判所の三権相互の関連, 国民の司法参加〕

「第5章 総合的な学習の時間」「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」〔2(2)他者と共同して問題を解決しようとする学習活動〕

「第6章 特別活動」「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」〔学級活動〕「2 内容」〔共通事項〕〔(1)学級や学校の生活づくり〕「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」

▶ 2 単元設定の趣旨

(1) 国民の司法参加

裁判員制度の施行により, 児童が大人になったときには司法に主体的に参加することが求められることになるため, 小学校教育において, 児童たちの司法に関する関心を高めつつ, 司法への参加意欲を根付かせていくことが重要である。

本教材は, 小学校第6学年という子どもの発達段階を踏まえ, 児童が, 身近な事例をもとに事実認定を経験し, 紛争の解決の在り方について議論をすることを通じて, 司法に関心を持ち, 国民の司法参加の意義について考えることができるように工夫されている。

(2) 教科等を横断した取組

児童に「国民の司法参加」の意義を実感として理解させるためには, 学校生活で起こりうる紛争とその解決に役割演技と議論の題材を求め, それとの対比において司法参加の意義を考えることが有効であると考えられる。

そこで, 本教材では, 小学校第6学年を念頭に置いて, 教科等を横断した単元を設定し, 学校生活における身近な紛争に関する事実認定と解決に向けた活動を総合的な学習の時間又は特別活動「学級活動」で, 司法の基本的な仕組みと学校生活との対比を踏まえた国民の司法参加の意義を社会科で, これらを通じて得られた知識や考え方を実生活に生かし, ルールづくりを行う活動を特別活動「学級活動」で取り扱うこととしている。これにより, 紛争解決過程において発見された問題が, 立法活動につながり得るという三権相互の関係における司法制度の意義についての理解が深まるとともに, ルールは自分たちの生活を向上させる機能を持つ身近なものであることについての理解が深まることが期待される。

▶ 3 単元目標

- 1 司法制度に対する関心を高め, 国民の司法参加の意義を実感として理解する。
- 2 学校生活における身近なもめごとの事例を通じて, 事実を正確に把握して評価し, また, その事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。
- 3 みんなの利益にかかわる問題を解決するために, みんなで積極的に考え, 解決方法を見つけ出すことの意義を理解する。
- 4 身の回りの問題をルールをつくって解決することを通じて, 社会生活におけるルールの意義について考えさせる。

第1時

裁判所の仕組み・はたらきと 裁判にかかわる人々の役割

社会科・総合的な学習
の時間・特別活動

本時の
ねらい

司法制度をより具体的にイメージできるように、裁判にかかわる人々と法曹三者のバッジを紹介しながら、裁判所の仕組み・はたらきについて学習する。第4時及び第5時における学習をより効果的なものとするため、第1時で裁判に関する基本的な知識を学んでおくことが有効であるが、学校の実態に合わせて、第1時を変更し、憲法に関する学習の際に、簡単に裁判の仕組みを解説しておくことも考えられる。



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① 三権分立の意味	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の政治における三権(立法権・行政権・司法権)の意味を知る。 T: 「三権を分立させるのはなぜでしょう」 C: 「権力が集まると悪いことをダメだということができない」 C: 「三権がチェックし合うことで、物事が悪い方向にいかないようになる」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国憲法の内容等は、別の機会に取り上げる。 ● 三権分立の必要性を簡単に取り扱う。 	
展開	② 裁判所の様子と裁判所にかかわる人々	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所の法廷の様子と各バッジのデザインの写真を見て、各バッジに込められた意味と仕事の内容を知る。 T: 「裁判官、検察官、弁護士のバッジはどれか当ててみましょう」 → 児童に資料1を配布する。 C: 「「裁」の文字っぽくみえるから裁判官」 T: 「それぞれのバッジにはどんな意味があるのでしょうか」 C: 「天秤が書いてあるけどどんな意味だろう」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次時との関連から、ここでは司法について取り上げて考えさせる。 ● バッジという具体物を通して、裁判官・検察官・弁護士の仕事と役割に関心を抱かせる。 	資料1

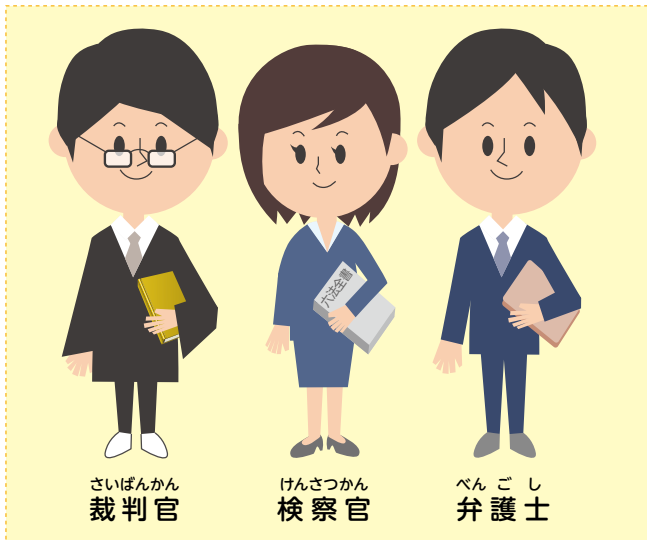
	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開	② 裁判所の様子と裁判所にかかわる人々	<p>●各バッジの説明をする。</p> <p>T: 「バッジにはそれぞれ意味があります」</p> <p> ●裁判官…………… <small>やたのかがみ</small> 八咫鏡(真実を映し出す) 「裁」の文字 黒衣(何者にも染まらない)</p> <p> ●検察官…………… <small>しゅうそうれつじつ</small> 秋霜烈日(秋におりる霜と夏の 厳しい日差しのように刑罰や志 が厳しいことのたとえ)</p> <p> ●弁護士…………… ひまわり(自由と正義) 秤(公正と平等)</p> <p>法廷の写真を見せながら, 裁判官, 検察官, 弁護士, 裁判員の位置と人数を確認する。 (3名の裁判官と6名の裁判員)</p>	<p>・裁判員裁判についても写真から簡単に触れる。</p>	
発展	③ 学級活動と裁判のつながりについて関心をもつ	<p>●国の裁判と学級での話し合いとの関連性について話し合う。</p> <p>T: 「学級の問題を自分たちで解決する場合と裁判との間で似ていることは何だろうか」</p>	<p>●裁判と学級会の類似点を話し合わせる。類似点はあまり見つけられないと予想されるが, 課題を明確にとらえさせて, 次時へとつなげる。</p>	



学級の問題を自分たちで解決する決め方と裁判とはどうつながっているのだろう？



さいばんしょ よう す
**裁判所の様子を
見てみよう**



つぎ
次のバッジは、
さいばんかん けんさつかん べんごし
裁判官・検察官・弁護士の
だれ
誰が付けているのかな？
また、それぞれ、どんな
い
意味があるのだろうか？



みんなの利益にかかわる もめごとの解決



社会科・総合的な学習
の時間・特別活動

第2時

本時の
ねらい

学校生活における身近な紛争の事例(掃除活動をさぼったかどうかについてのもめごと)について、役割演技を行い、事例の確認と紛争についての第一印象をまとめるという学習を行う。

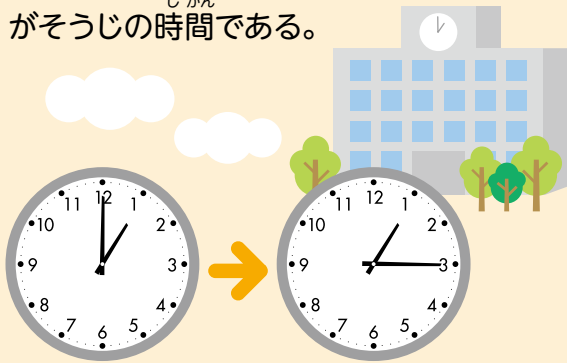
	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① クラスで起きたもめごと	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級でもめごとが起こった原因, そしてそれを解決した方法について話し合う。 T: 「学級ではどんなときにもめごとがおこっているでしょう」 C: 「休み時間にボールを取り合ったとき」 C: 「掃除をさぼる人がいるとき」 C: 「友達から悪口を言われたとき」 T: 「もめごとが起きたときは, どのように解決していましたか」 C: 「話し合って解決した」 C: 「何となくいつの間にか解決していた」 C: 「教師に解決してもらった」 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室では, どのようなことでもめごとが起こっているのか, その解決をどのようにしていたかを考えさせることで, 学習の動機づけを行う。 	
展開	② ある小学校で起きたもめごとのロールプレイ ③ 事件の様子の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● ある小学校で起きた事例を紹介し, クラスの中から担当の児童を選出して, ロールプレイをさせて事件の様子を再現する。 T: 「Bさん, Cさんは掃除をさぼったと言えらるでしょうか」 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>→ 児童に資料2及び資料3を配布する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料3を見ながら, だれが, どこで, どのようなことをし, 何を見たか, 事件の様子を確認する(要約すると以下のとおり)。 ★ Aさん(Bさん, Cさんが掃除をさぼったために掃除が時間内に終わらなかった。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が資料2を読んで説明する。見取り図と掃除用具の分担は, 黒板に示しておくか, 印刷して配布しておくことが望ましい。 ・子どもたちによるロールプレイで事件の状況を理解する(資料3)。 	資料2 資料3

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開		<p>★Bさん(さぼっていない。ちりとりを取りに行っていたために遅れた。)</p> <p>★Cさん(階段掃除がちりとりを2個使っていたから取りに行ったが、一度1階まで降りて、また4階まで上がった上、しばらく待たされたため遅れた。)</p> <p>★Dさん(廊下の掃除当番。Aさんを支持。Bさん、Cさんがふざけていた。ちりとりを取りに行くのは、1人でできるだろう。)</p> <p>★Eさん(Bさん、Cさんは階段にいた。ちりとりを使用中のために待ってもらった。最初1階に行き、借りられそうもない状況のために4階の僕のところへ来ていた。)</p> <p>★Cさん(Dさんこそさぼっていたのでは。目が悪いから見間違えたか、Aさんと仲よしだから思い込んでいるのでは。Bさんが服のごみを取ってくれただけ。)</p> <p>●この事件の問題の核心は何か、考える。</p>	<p>・全員が興味をもって参加できるように、ロールプレイをする子どもが役になりきるよう指導する。</p>	
		 <p>Bさん、Cさんはさぼっていたと言えるのか?</p>		
まとめ	④ 自分なりの判断	<p>→ 児童にワークシート1を配布し、記入させる。</p>	<p>・事件の経緯を確認し、ロールプレイを見ての第一印象としての判断を記入させる。</p>	<p>ワークシート1</p> 



じ れい
事例

しょうがっこう ごと じ じ ぶん
〇〇小学校では、午後1時から1時15分
じかん
がそうじの時間である。



ねん くみ たんとう ぼしよ きょうしつきょう
6年1組の担当するそうじ場所は、教室・教
しつまえ なが なが ぶく おんがくしつ
室前のろうか(流しそうじも含む)・音楽室
(かい かいだん かい かい かい か
4階)・階段(1階から4階まで)の4箇
しょ にん わ しゅうかん
所で、8人ずつ4グループに分かれて、1週間
ぼしよ こうたい おんがくしつ そな
ごとに場所を交代している。音楽室には備
つ けのそうじ ようぐ きょうしつ
え付けのそうじ用具があり、教室のそうじ

ようぐ い きょうしつ
用具入れのほうきやちりとりは、教室・ろう
かいだんよう こ きょう
か・階段用である。ちりとりは2個あり、教
しつ かいだん こ
室・ろうかで1個、階段で1個というように
きょうよう つか
共用で使っていた。

ねん くみ
6年1組は、「そうじをがんばる」をクラ
もくひょう まいにち ぼしよ
スの目標としており、毎日、どの場所のそう
じ かんない お
じも時間内にやり終えて、しばしばクラス
ぜんいん おに あそ こうてい たの
全員で鬼ごっこなどの遊びを校庭で楽し
でいた。



たんとう ぼしよ みと す
そうじ担当場所の見取り図





ぶん たん
そうじの分担



ほうき

きょうしつ ようぐい
教室のそうじ用具入れには、
ほうき^{ほん}10本、ちりとり^こ2個がある。
ちりとりは、①～③で共用。



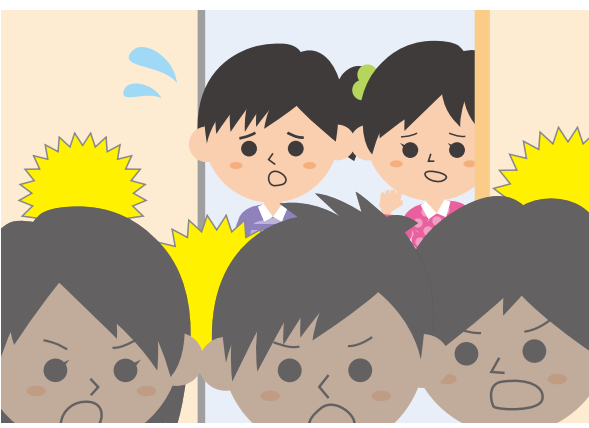
ちりとり

① 教室当番 <small>きょうしつ とう ばん</small>	8人 (ほうき係4人, ゆかふき係4人) <small>にん がかり にん がかり にん</small>
② ろうか・流し当番 <small>な が とう ばん</small>	8人 (ほうき係2人, 流し係2人, ゆかふき係4人) <small>にん がかりふたり な が がかりふたり がかり にん</small>
③ 階段当番 <small>かい だん とう ばん</small>	8人 (ほうき係4人, ゆかふき係4人) <small>にん がかり にん がかり にん</small>
④ 音楽室当番 <small>おん がく しつ とう ばん</small>	8人 (音楽室には備え付けのそうじ用具がある) <small>にん おんがくしつ そな つ ようぐ</small>

もん だい はっ せい
問題発生!



ある日、教室当番のAさんが、そうじ中、
「そうじをさぼっている人がいる」と怒り出し
た。「さぼっている」と名指しで言われたBさ
んとCさんは、「さぼっていない」と反論。言
い合いになってしまった。なかなか話がつか
ず、他のメンバーも心配そうに集まってきた。



そうじを予定どおり終えて、校庭で全員そ
ろのを待っていた者も、教室そうじのメン
バーが来ないのに気付く、様子を見に来てい
る。結局、昼休みの時間も短くなり、楽しみに
していた全員での鬼ごっこはできなくなって
しまった。・・・



1 どうしたのですか？

教室のそうじを始めてしばらくすると、BさんとCさんがいなくなったの。これが初めてじゃなくて、2人は仲がいいからよくそうじをさぼっておしゃべりしているの。今日も気が付くといなくて、注意しても言い訳ばかりで、とてもいやな気持ちだったわ。



2 2人がぬけるとたいへんですか？

今日は、欠席が1人いたし、机を運ぶのが大変で・・・いなくなって、7分はたっていたわ。なかなか帰ってこないんだから。そうじを時間どおりに終わらせるために、すごくがんばらないといけなくなりました。「そうじをがんばる」がクラスの目標なのに、BさんとCさんはいけないと思います。



3 2人はどうしていたのですか？

そうじをまじめにやっていたのに、そんな言い方はひどいよ。僕は、ほうきの当番だった。ちりとりをしようと思っ、そうじ道具入れに取りに行ったら、ちりとりがなくて・・・。おかしいと思って、ろうかや階段当番の人に聞きに行ったんだ。やっと見つけて帰ってきたら、さぼっていると言われて、ひどいと思う。だいたい、僕らがそうじ中におしゃべりをして注意されたことは、今まで2回しかないよ。

Bさんはそうじをしていたよ。僕は話を聞いて、いっしょにちりとりを取りに行ってあげたんだ。ろうかさんが、階段の人が2個使っているって言うたから、すぐに取りに行ったんだ。一度1階に降りたんだけど、1階の階段当番の人に「今は貸せない」と言われて、次に4階まで上がって、4階の階段当番の人がちりとりを使い終わるのを待って、やっと貸してもらって帰ってきたのに。いきなり、さぼった、さぼったと責められて、僕たちの話なんか聞こうともしない。ひどいよ。僕たちが取りに行かなきゃ、ちりとりはできなかつたんだよ。



Aさん

きょうしつとうばん
教室当番



Aさん

きょうしつとうばん
教室当番



Bさん

きょうしつとうばん
教室当番



Cさん

きょうしつとうばん
教室当番





4 Dさんは、ろうかにいたんですね。

わたしは、ろうかそうじでした。Aさんが言うとおりに、2人は長い間教室から離れていたわ。教室から2人で一緒に出て行きました。そのあとしばらくすると、階段の方のいたので、何しているのかなとおもって見ていると、ふざけているのが見えました。BさんがCさんのわき腹をくすぐっていて、Cさんが大笑いしていたもの。ちりとりを探しているようには見えなかった。いつも2人でサッカーの話ばかりしているから、そうじのときもそうだったんじゃない。だって、ちりとり取りに行くくらい、1人でできるでしょ。一緒についていく必要ないと思う。



Dさん
とうぼん
ろうか当番



5 Eさんは、階段にいましたね。2人を見ましたか？

BさんとCさんは階段に来ていたよ。僕は4階にいたんだけど、2人は1階から急いで上がってきた。でも、僕もちょうどちりとりを使っているところだったから、ちょっと待ってもらったんだ。後で聞いたんだけど、1階で1年生がゴミ箱をひっくり返してしまって、階段に細かい紙くずがたくさん落ちていたんだって。それで、ちりとりも返せない状況だったみたいだよ。



Eさん
かいだんとうぼん
階段当番



6 Dさんは、ふざけていたと言っていますよ。

Dさんは、僕がふざけたと言うけど、ろうかですと階段の方を見ているなんて、それこそさぼっていたんじゃないの。Dさんは、目が悪いから見間違えたのか、Aさんと仲良しだから僕らが悪いと思いきこんでいるんだよ。僕たちは1階で貸してもらおうと思ったら、無理そうだったから、4階のEさんのところに行ったんだ。それでも「待つて」と言われたから、3階に降りてきたところで待つていたんだよ。たしか、待つている間にBさんが服についていたゴミを取ってくれたけど、それがふざけているように見えたんだよ、きつと。



Cさん
きょうしつとうぼん
教室当番



ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



1. Bさん、Cさんはそうじをさぼったのだろうか (はじめの自分の考え)

いま じ ぶん かんが おな
今の自分の考えと同じものは？ [(○) をつけましょう。]



- () BさんとCさんは、そうじをさぼった。
- () BさんとCさんは、そうじをさぼったとは言えない。
- () わ 分からない。



2. なぜ、そう考えたのだろうか。 考えのもとになった事実をあげて説明してみよう。



Blank area for writing answers to question 2.

第3時

みんなの利益にかかわる
もめごとの解決

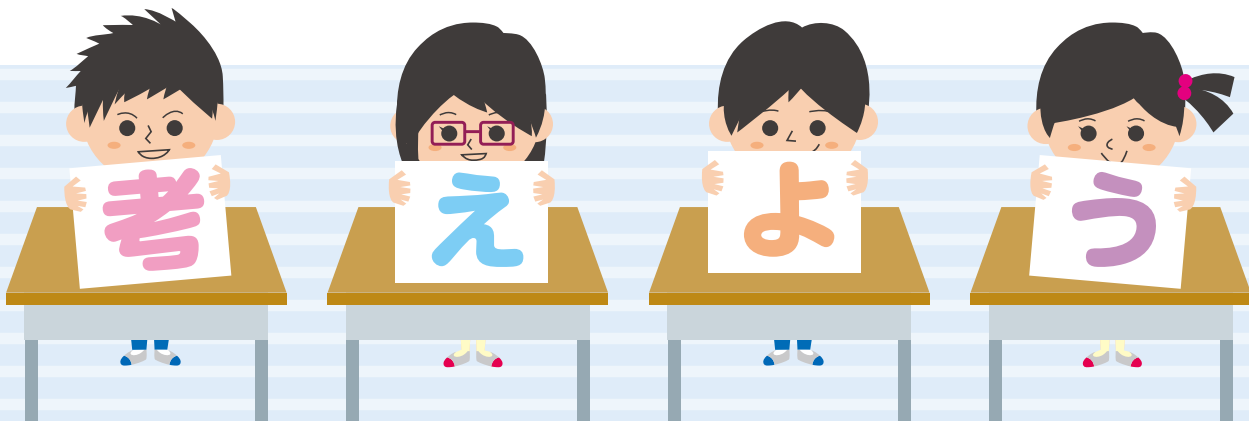
社会科・総合的な学習
の時間・特別活動

本時の
ねらい

グループごとに、司会役、「さぼったと言える」と主張する役、「さぼったとは言えない」と主張する役に分かれて議論し、理由を示して事実認定を行う。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① 掃除場事件の確認	<p>→ 児童に前時で使用した資料2, 資料3を用意させる。</p> <p>● 掃除場所でのもめごとのロールプレイを再現し、問題点を再確認する。</p>	<p>・ロールプレイを再演させる。</p>	<p>資料2</p> <p>資料3</p>
展開	② グループ別の検討	<p>● 5人グループに分かれ、 「司会」役 「さぼったと言える」役 「さぼったとは言えない」役 に分かれ議論し、それぞれの立場に立って検討する。</p> <p>配席例</p> <p>● 最終的な判断は、各グループの司会がまとめ、グループの意見を報告し合う。</p> <p>T: 「グループごとに、話し合った結果を発表しましょう」</p>	<p>・資料2に基づいて、「司会」、「さぼったと言える」グループ(2人)、「さぼったとは言えない」グループ(2人)に分けて話し合いを進める。</p> <p>グループ分けに際しては、個々の児童の意見を離れて、形式的にいずれかの役割を割り当てる。お互いの立場の論拠を重視しながら話し合いを進める。グループの議論が一方に傾いていたら、教師から、あえて異なる立場からの主張を投げかけて議論を深めさせる。</p> <p>*グループとしての意見をまとめさせつつ、個々の児童の意見も大切にする。</p>	<p>資料2</p> <p>判定主張例</p> <p>教師用</p>

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開		<p>C: 「さぼったと言える。2人でちりとりを探しに行くことはないし, そんなに時間がかかるのもおかしい」</p> <p>C: 「さぼったとは言えない。前にさぼったことがあっても, 今回も同じだとは限らないし」</p>		
まとめ	③ 自分の考えをまとめ, クラス全体の判定を確認する	<p>➔ 児童に, 最終結論をワークシート2に記入させ, 発表させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童の判定基準(意見が変わった理由, 意見が変わらなかった理由)について, 発表させる。 ● クラスの判定を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再度自分の意見をまとめ, クラスの最終決定を確認する。 	
発展	④ 次時の確認	<p>● 次時には,</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 判定をする際にどのようなことに気を付けたらよいのだろうか ● 裁判とは, どのようにつながっているのだろうか <p>について, みんなで考えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定をする際に大切なことは何かを考えさせておき, 次時へつなげる。 	





さぼったと言える理由〈例〉

1班



意見：さぼったと言える。

理由：たとえ、ちりとりを探しに行ったとしても、2人で行く必要はない。15分しかないそうじの時間で、7分以上もいなくなるのはおかしい。

3班



意見：さぼったと言える。

理由：BさんとCさんは、日ごろから仲がよく、掃除中もよくしゃべっていた。BさんとCさんが、他の人に黙って教室から出て行っていることを考えると、Dさんが言っているように、掃除を抜け出して2人でふざけていたのだと思う。

5班



意見：さぼったと言える。

理由：Dさんは「大声で笑っていた」と言っているし、視力が悪くても2人の動きは見ていたのではないかと思う。もしBさんとCさんが本当にさぼっていないのだとしたら、Dさんがうそをついていることになるが、いくらDさんとAさんが仲がいいからといっても、Dさんがうそをつくほどの理由ではないのではないか。

さぼったとは言えない理由〈例〉

2班



意見：さぼったとは言えない。

理由：教室を黙って離れたことは問題だが、ちりとりが掃除用具入れになかったことは事実で、BさんとCさんは掃除をしようとしちりとりを探しに行ったわけだから、さぼったことにはならない。Eさんも、BさんとCさんを待たせていたと言っている。

4班



意見：さぼったとは言えない。

理由：BさんとCさんがしゃべっていたのを見たDさんは、すぐに注意をすればよいのに、後になって「サッカーの話をしていただけ」と決めつけている。DさんはAさんと仲がよく、かたよった見方になっていると思う。Dさんは視力もよくないので、遊んでいたかどうかは分からないと思う。

6班



意見：さぼったとは言えない。

理由：BさんとCさんが前に掃除をさぼっていたことがあったとしても、今回さぼったと認める理由にはならないと思う。前のことは前のことで、今回のこととは別だと思う。

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



とも だち かんが かんが き いち ど かんが
友達の考えも聞いて、もう一度考えてみよう。
(話し合った後の考え)

いま じぶん かんが おな
今の自分の考えと同じものは？ [() をつけよう。]



さいしゅうけつろん
最終結論

- () BさんとCさんは、そうじをさぼった。
- () BさんとCさんは、そうじをさぼったとは言えない。
- () わ 分からない。



はん だん り ゆう
(そう判断した理由)
なぜそう判断したのだろうか。理由を書いてみよう。



第4時
第5時

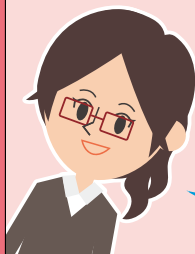
本当のことって
何だろう

社会科・総合的な学習
の時間・特別活動

本時の
ねらい

前時までの学習内容を踏まえ、事実を認定する際に必要な態度について確認するとともに、みんなの利益にかかわるもめごとをみんなで考えて解決することの意義について考えさせた上で、第2時の活動と裁判員制度との類似点について考えさせ、国民の司法参加の意義を実感として理解する。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① 今回の事例 についての 判定	<p>●前時の個人判定を聞き、活動を思い起こす。</p> <p>→ 児童に、前時に使用した ワークシート2を用意させる。</p> <p>T: 「Bさん,Cさんは掃除をさぼったのでしょうか」 C: さぼった …………… ○人 C: さぼったとは言えない………… ○人 C: 分からない …………… ○人</p> <p>●多数決によれば、クラスとしては、B・Cさんは「さぼっていない(いた)」という結論。 T: 「なんでそのように(さぼった・さぼったとは言えない・分からない)と考えたのでしょうか」 C: 「前にもさぼったことがあるから」 C: 「遊んでいたかどうかはよく分からないから」</p> <p>●その結論に至った理由で一番重視された事実・理由は、「◇◇◇」という点だった。</p>	<p>・自分の判定に挙手を する(多数決をとる)。 ・多数決において、「分 からない」は、「さぼっ たとは言えない」こと を意味することに注 意が必要。</p>	<p>前時に 使用した ワーク シート 2</p>
展開	② 判定を下す ときの注意 事項	<p>●今回の事例で判定を下すときに気を付け なければならなかったことを話し合う。</p> <p>T: 「判定を下すときには、どのようなことに 気を付けなければならないのでしょうか」</p>		



何が本当だったのかを判定するときには、
どんなことに気を付けなければならない
だろうか。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開	<p>③ みんなにかかわるもめごとを、みんなで考えて解決する心構え</p> <p>④ 今回の事例と裁判の類似点</p>	<p>C: 「最初から結論を決めつけない」 C: 「思い込みや決めつけで判断しない」 C: 「関係者の言い分を良く聞き、状況を良く確かめる」 C: 「自分の意見を大切にしながら、より良い意見があればその意見に素直に従う」</p> <p>● 今回のようなもめごとが、自分たちのクラスで起こったとしたら、どうすればいいか、話し合う。</p> <p>T: 「今回のようなもめごとが起きたら、どうしますか」 C: 「教師に解決を任せきりにしないで、自分たちでもめごとについて考えるようにしたい」 C: 「もしかすると自分自身が「さぼった」「さぼっていない」というもめごとに巻き込まれるかもしれないことも考えて、公平に判断することが大切」 C: 「さぼってしまった人は素直に謝ることが大切だし、周りの人たちは許す心を持つことが大切」</p> <p>➔ 児童に資料4を配布する。</p> <p>● 実際の裁判では、事例で出てきた人たちと、事例について判定したわたしたちは、誰に似ているか、考える。</p> <p>似ているところ</p> <p>① Aさん……………➔ 検察官 ② Bさん, Cさん……………➔ 被告人・弁護人 ③ Dさん……………➔ 証人 ④ Eさん……………➔ 証人 ⑤ 司会(判定もする)………➔ 裁判官 ⑥ 判定をしたみんな………➔ 裁判員</p>	<p>・クラス全員で行う予定の鬼ごっこができなくなったということに着目させ、みんなの利益にかかわるもめごとであることを確認する。</p> <p>・ロールプレイの役割と実際の裁判での立場を比較しながら検討する。</p>	<p>資料4</p>

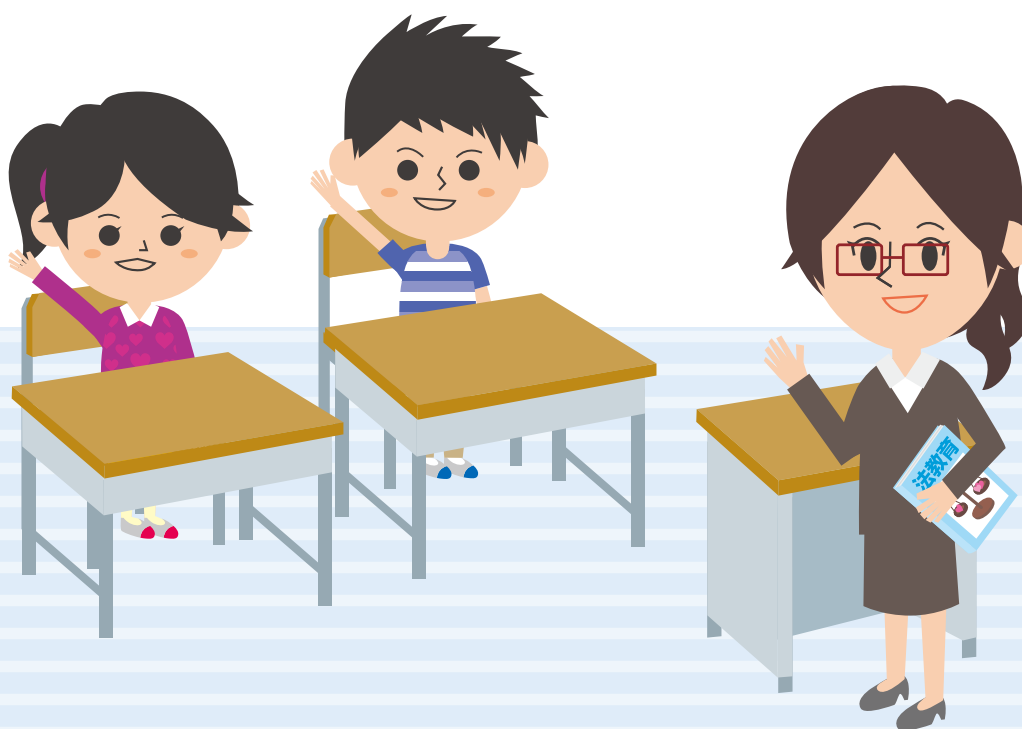
	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
展開	⑤ 事例のもめごとが起こった根本的な原因とその解決	<p>異なるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 判決の基準や手続を定める法律がある。 ● 有罪判決には強制力があり, 刑罰を科せられる。 ● 検察官は, 犯罪という社会に対して悪いことを行った人を罰するため, 社会の利益を代表して裁判所に訴えるのに対し, Aさんは, Aさん自身が被害者・目撃者の立場にある。 ● BさんとCさんは掃除をさぼったと言われていた本人なので, 被告人により近い。裁判は, 刑罰を科すかどうかという厳しい場面なので, きちんと被告人の利益を守ってあげられるよう, 弁護人がつくことになっている。 <p>● 事例のもめごとはなぜ起こったのか, これからどうしたら同じようなもめごとが防げるのかについて考える。</p> <p>T: 「もめごとは何で起きたのでしょうか。そして, どうしたらもめごとにならないようにできるでしょう」</p> <p>C: 「ちりとりが2個しかないのに, 階段当番が2個使っていたのが悪い」</p> <p>C: 「『さぼってはいけない』というルールをつくる」</p> <p>C: 「BさんとCさんが, 出て行くときに他の人に声をかければよかった」</p>		
まとめ	⑥ 国民の司法参加の意義	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判員制度について簡単に説明する。 ● 平成21年5月21日から実施。 ● みんなの利益にかかわる重大な刑事事件(殺人事件など)を取り扱う。 ● 判決は, 3名の裁判官と一般人から選ばれた6名の裁判員が議論(評議)して, 決定(評決)する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判員制度については教師が簡単に説明する。 	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ● 将来, 自分たちは誰もが裁判員になる可能性があるが, 裁判員に選ばれたら, どんなことに注意すべきか, 「判定を下すときの注意事項」を参考に考えをまとめる。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● みんなの利益にかかわる重要なことを決めるのだから, 積極的に参加する。 ● 最初から結論を決めつけない。 ● 思い込みや決めつけで判断しない。 ● 関係者の言い分をよく聞き, 状況をよく確かめ, 公平に判断する。 ● 事実を見極める。 ● 自分の意見を大切にしながら, より良い意見があればその意見に素直に従う。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの活動を踏まえ, 子どもたちの話し合い活動を通して, 左のような観点を自分たちの力で考えつかせたい。 	
発展	⑦ クラスの中で, 改善すべききまり	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級での話し合い活動を基にして, クラスの中で改善したいきまりやルールはないか考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の学習活動につなげる。 	
	<ol style="list-style-type: none"> ① はじめの言葉 ② 司会グループの紹介 ③ 議題の確認 ④ 提案理由の発表 	<div style="border: 2px solid #90EE90; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 5時限目に行うことが考えられる議題例 </div> <p>議題「クラスのボールの使い方を決め直そう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 順番で行う司会グループが, 話し合いの進行を行う。 ● 学級生活に関する問題について, 提案者が提案とその理由を発表し, 質疑応答の中で問題の共有化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前に, 児童から学級生活に関する問題を提起させ, 整理しておくことも考えられる。 ● 話し合うときの留意点として, 前時に学習した「判定を下すときの注意事項」を提示しておく。 	

学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
<p>⑤ 話し合いの順序の確認</p> <p>⑥ 話し合い</p> <p>① 現状の問題点を出し合う</p> <p>② ルールをつくる</p>	<p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 休み時間, A子とB子がクラスのボールを使っていたら, 後から来た男子グループが2人だけで使うより大勢で使う方がよいとボールを取り上げた。ボールを使うルールを決めたい。 <p>司会: 提案者と同じように困ったことがあった人はいませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男子の中でバスケットボールとドッジボールに分かれて遊んだときにボールの取り合いになり, 早い者勝ちで廊下を走って取りに行ったり, 隠したりした。 ● 男子がいつも使っているから, 女子は使おうと思うこともなかった。 ● 自分たちが使えないときに, 他の学年の使っていないクラスのボールを黙って使っていた人がいた。 <p>司会: どのようにしたら本当にクラスのボールとしてみんなが使えますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 早い者勝ちにしないでたまには女子にも使わせる。 ● 使う曜日を男女で分ける。 ● 20分休みに男子, 昼休みに女子が使うようにする。 ● 席の列ごとに分ければいい。 ● 曜日で分けると5日だから2日と3日で不公平。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最初から結論を決めつけない。 ● 思い込みや決め付けで判断しない等。 <p>● 話し合いの前に, クラスのボールがどのように使われているか, 司会グループで調査し, 記録しておくようにする。</p> <p>● ルールをしっかりと決めていないために, 早い者勝ちになって, みんなで使うのではなく, 一部の者しか使っていないことに気付かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意見を発表するように促す。 ● 友達の意見をよく聞いて, さらによい考えを出せるように助言する。 <p>★ルールはただ決めればよいのではなく, 「みんなが楽しくボールを使えるようにする」という目的を達成するような内容のルールをつくらなければならないことを意識させる。</p>	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
	<p>7 決まったことの発表と教師からの話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 休み時間で分けると, 昼休みは掃除が長引くから, ボールを使える時間が短くなってしまう。 ● 席の列ごとだと遊びたい人が別の列にいたら困る。 ● 男子と女子に分けるんじゃなくて, 一緒に使えばいい。 ● 女子と一緒にだと強く投げられないからつまらない。 ● 女子にも強く投げられる人もいる。 ● 体育のボールゲームのようにルールを工夫すればいい。 <p style="text-align: center;">決定例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女一緒に使う。 ● ボールを使うときは「○○やる人!」と誘ってから校庭で一緒に遊ぶ。 ● 遊びたい者が複数あるときは順番に遊ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ● 話し合いの結果, 今後の活動, 話し合いの進め方の振り返り, 次回への見通しを指導する。 ● 話し合いの進め方の育ちを具体的に取り上げてほめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見を十分に出しついで結論を出すように指導する。安易な多数決で解決しようとするときは, みんなが納得できる結果かどうか吟味するように指導する。 <p style="text-align: center;">学級会の記録</p>	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
		<ul style="list-style-type: none"> ●以下の点について確認する。 ●ルールは、「みんなが楽しく生活できること」を目的として、みんなが参加してつくるものであることを確認する。 ●みんなで作ったルールは、みんなで守らなければいけないことを確認する。 ●ルールを実際に使ってみて、不都合が生じたときには、またみんなで議論してルールを変えるべきであることを確認する。 	<p>★法教育の観点からは、この確認が特に重要。</p>	





学級での話し合いと裁判の関連図

話し合いの場【法廷】

Bさん、Cさんは、そうじを
さぼっていたのだろうか？



し かいやく
司会役
さいばんかん
裁判官



はんてい
判定したみんな
さいばんいん
裁判員



やく うった ひと
Aさん役 (訴えた人)
けんさつかん
検察官



やく うった ひと
Bさん、Cさん役 (訴えられた人)
ひこくにん べんごにん
被告人/弁護人



Dさん
しょうにん
証人



Eさん
しょうにん
証人